

令和6年第9回野洲市農業委員会 総会議事録

令和6年9月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和6年第9回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年9月10日 午後2時より野洲市総合防災センター2階研修室において、
令和6年第9回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

1 番	野洲	秀一
2 番	針本	一春
3 番	北中	良夫
4 番	井上	輝子
6 番	橋本	高明
7 番	森	恒仁
8 番	田中	靖志
10 番	北浦	一宏
12 番	市木	和雄
13 番	米澤	博
14 番	井狩	憲一
16 番	島村	平治
17 番	清水	稔
18 番	山本	芳隆
19 番	岩井	正男
20 番	青木	章
21 番	川東	静佳
22 番	石塚	健一
23 番	小森	喜一
24 番	廣瀬	久雄
25 番	山田	富男
26 番	立入	三千男

2. 欠席委員

5 番	中濱	佳久
9 番	角出	昇
11 番	木村	二郎
15 番	辻	美智子

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏

専門員 遠藤 総一郎

農林水産課 主任 中川 大貴
主 事 亀井 茜里

議 長 みなさま、おはようございます。
それでは、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
ただいまから、令和6年第9回農業委員会総会を開催します。
日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。
本日の出席委員は、22名であります。
欠席は、5番 中濱委員、9番 角出委員、11番 木村委員、15番 辻委員であります。
それではこれより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
第4番 井上委員、第6番 橋本委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第31号から議第35号の5案を順次上程します。
それでは、議第31号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議第31号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は1件でございます。議案書の2ページをお願いいたします。

資料は別紙Aの1ページから2ページになります。

小南 字 里ノ内 ●●●番●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 230㎡について、譲渡人●●●氏から、譲受人●●●氏へ、自家消費用作物の栽培のため、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人の●●●氏は、令和元年に相続及び持分放棄により申請地を取得されました。今後においても、耕作する可能性はなく、農地の維持管理が困難であるた

め、所有権移転した方が賢明との判断されたものです。

一方、譲受人の●●●氏は、約 16 a を自作されており、年間を通じて農業従事されています。今般、譲渡人からの申し出があり、申請地は譲受人の●●●氏の自宅向かいの土地で、申請地の隣地も●●●氏所有農地であることから、耕作するには理想的な農地であると判断され、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙 A の 1 ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第 3 条第 1 項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても調査表のとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 16 番 島村委員お願いします。

島村委員 16 番 島村です。小南の案件について説明します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、譲渡人の●●●さんは、令和元年に相続により取得されましたが、農地の維持管理が困難との考えがあり、現在、申請地は耕作されておりません。

一方、譲受人の●●●氏は自宅向かいの畑であること、また申請地の隣接地も、譲受人の所有地であること等から、自作地としての取得を望まれ、合意が得られ、話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 31 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 31 号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第 31 号は許可することに決定いたしました。

続きまして、

議第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議第32号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」 ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Aの3ページから6ページと本日配布致しましたA-4-1横の資料となります。

安治 字 口戸●●●番●、登記地目：畑、現況地目：雑種地、面積84㎡、他3筆、合計面積 345㎡について、申請人●●●氏から、農業用資材置場にするため転用申請があったものです。

申請人の●●●氏は、自身の現在の農業用倉庫に農機具、乾燥機等を格納されていますが、更なる経営規模拡大により、農業機械の大型化、収納物農業用資材も増えていくことから、今般の申請地を農業用資材置場として計画されたものです。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、農業振興地域整備計画に係る軽微変更により、現在は農業用施設用地であります。その他の項目についても記載のとおりです

申請地の4筆については、本日配布いたしましたA-4-1ページA4横の資料をご覧ください。申請地を黄色で着色しています。

次に、土地利用計画図及び断面図、別紙Aの5ページ～6ページをご覧ください。隣地農地との境界にはCBブロックが敷設されており、申請地表面は、碎石により、雨水は自然浸透及び水路側への自然勾配排水で、隣地農地への影響はないものと判断されます。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から、農地転用の許可を得ず農業用資材置場として利用したこと、そして今後は農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

第1番 野洲委員お願いします。

野洲委員 1番 野洲です。安治の案件について説明します。

詳細については、事務局からの説明があったとおりです。今回、担い手農家の申請者が、経営規模拡大により、農業用資材も増えていく状況であり、隣接地の農業用倉庫と一体的に利用しようとするもので、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第32号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第32号について賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって議第32号は許可することに決定いたしました。
続きまして、
議第33号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議第33号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。
案件は2件です。
先ず1件目、議案書の4ページ 番号1の欄をご覧ください。資料は別紙Aの7ページから9ページになります。
乙窪 字里ノ内 ●●●番●、登記地目：畑、現況地目：境内地、面積30㎡について、譲渡人●●●氏 から、譲受人●●●氏へ、売買により境内地とするために転用申請があったものです。
譲受人の●●●では、平成8年に庫裡を改築した際に、建物の一部が隣地境界を越境して建てられ、現在も占有されています。その当時、隣地所有者である今回の譲渡人●●●氏と●●●の門徒一同との話し合いにより、越境した土地の部分を売買により移転することで、話がまとまりました。
今般、申請地の分筆が完了し、本申請が提出されたものです。
別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。
農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。なお、今般の手続きにあたり、譲受人は庫裡の改築の際に過って、農地の一部に建築してしまったことの謝罪と、今後において境内地として管理するとともに、関係法令及び行政から指導を遵守する旨の顛末書が提出されています。
また、現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

次に2件目、議案書は同じく4ページ 番号2の欄をご覧ください。資料は別紙Aの10ページから14ページと本日配布いたしましたA-3横の資料となります。

六条 字北原●●●番●、登記地目：田、現況地目：田、面積：190㎡ 他1筆、合計面積 284㎡について、譲渡人●●●氏 から、譲受人●●●氏へ、売買により一戸建専用住宅地とするために転用申請があったものです。

譲受人の●●●氏は、ご夫婦ともに野洲市内で勤務されており、以前から野洲市内への転居先を探しておられました。現在の住居は、守山市内の共同住宅であり、子供の成長とともに居住スペースが不足することから、一戸建て住宅の建築を計画され、この申請地を適地と考えられましたので、今回の申請に至ったものです。

申請地の2筆については、本日配布いたしましたA-11-1ページの資料をご覧ください。

申請地は朱書きで囲まれています。

次に、別紙Aの12ページから14ページをご覧ください。

申請地の造成計画については、約50cmの盛土を行い、雨水排水は敷地東側にU字溝を敷設し、集水桝から前面道路の道路側溝に排水されます。

隣地農地への影響については、擁壁にて土留めを行い、土砂の流入または崩壊の恐れはなく、用排水施設は現状のとおり機能が確保されます。

これらを踏まえて、隣地農地所有者および農業組合長からの同意は得ておられます。

別紙Aの10ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

先ず、第24番 廣瀬委員お願いします。

24番 廣瀬です。乙種の場合について説明します。

詳細については事務局からの説明があったとおりです。

平成8年に、お寺の庫裡を建築された際に、民地境界を間違え建てられ、当時、当事者間では解決されたように聞いていましたが、農地法申請や所有権移転などはそのままにされていました。

今回、分筆などが完了し、手続きを進めようとするもので、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に、第11番 木村委員お願いします。

事務局 木村委員が欠席ですので、事務局に意見書を預かっておりますので代読いたします。

譲受人の●●●さんは、現在、守山市で共同住宅にお住まいで、子供の成長とともに居住スペースが手狭となり、また、ご夫婦ともに野洲市内に職場があることから、野洲市内での転居先を探されておられたところ、一戸建て住宅が建築可能な申請地を選定され、今回の転用の申請に至っております。

なお、隣接農地の営農について、取水・排水についても農業組合長に確認し、問題ないことを確認いたしましたので申し添えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第20番 青木委員

青木委員 六条の案件で議案書の譲渡人と譲受人と別紙の譲渡人と譲受人が逆になっているが、譲受人は●●●さんでいいですね

事務局 別紙A－10が間違っており議案書の方が正しいです。申し訳ございません。

議長 他にご質問はございませんか。ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第33号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第33号は許可することに決定いたしました。

続きまして、

議第34号 農用地利用集積計画について、を議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係者の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第12番 市木委員 に退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 「議第34号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

議案書の5ページ、資料は別紙のBになります。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求める

ため、提出されたものです。

内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの1ページ～4ページをご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 79 筆 154, 227 m² です。

次に、別紙Bの5ページをご覧ください。

所有権が移転されたのは 合計 6 筆 10, 173.45 m² です。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 次に農林水産課から発言を求められていますので補足説明をお願いします。

農林水産課 農林水産課の中川です。本議案について補足説明をさせていただきます。ページはBの5をご覧ください。

案件が2件ございますが、そのうち番号2の安治の3筆について説明させていただきます。

まず、「売買内容」という項目について、3筆合計ゼロ円と記載しております。これはゼロ円での売買というより、「贈与」という扱いになります。

あくまで表現だけの話ではありますが、補足させていただきました。なお、基盤法上では本項目については対価を記載するものですので、次回以降、項目名について「売買内容」ではなく「対価」と記載することといたします。

次に、1筆目の安治字南平●●●番●、面積502.45 m²について説明します。

この土地は、現況地目が「宅地」となっておりますが、基盤法、つまり利用権設定等促進事業において作成する農用地利用集積計画の対象となる土地となります。もう少し説明しますと、基盤法第4条第1項において、対象となる土地の定義が示されており、その中で「農業用施設の用に供される土地」というのがあり、今回はこれに該当します。そして、この「農業用施設の用に供される土地」というのは、現況地目や農業振興地域の整備に関する法律などに縛られず、市街化調整区域において、「およそ農業上の利用を目的とする施設の用に供される土地は全て対象となる」とされております。なお、この土地に関しては農林水産課で現地調査を行い、上物として農舎が存在していること、また農舎の内部を確認し、およそ農業用の用途以外には使用できない構造、要は水道なし、部屋なし、床なし、電気豆電球のみであることを確認しました。そのため、現況地目では宅地ですが、農業上の利用を目的とする施設の用に供される土地と判断し、今回の農用地利用集積計画に含めた次第です。補足説明は以上となります。

議 長 それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

14 番 井狩委員

井狩委員 14 番井狩です。

1 番の賃料 10 アール 1 俵、または 10 アールあたり 10,000 円、5 番の 10 アールあたり 60 kg、または 10 アールあたり 8,000 円など理屈に合うように書けないのか

農林水産課 理屈とはどちらかに統一するということですか。

井狩委員 対価を合わすといことである。現物とお金を合わすことである。

農林水産課 記載の金額については農林水産課でいくらであると推理できる性質的なものではないので、農用地利用集積計画の事業は利用権設定等を促進する事業であり利用権を設定する事業ではありません。市において書き方を変えたりはできますが、どちらかに統一したり、また妥当な金額を農林水産課から設定し議案にお示しすることは難しいと考えています。

井狩委員 農林水産課で提出された資料をみて妥当かの判断はできないのか。

農林水産課 何をもって妥当とするかであるが、双方で調整された金額で権利が設定されることが通常の市民の提案の基本とされます。行政側が妥当かどうかの判断をするには、これが判断できる明確な根拠や法律が通常は必要となり、そういったものはないので妥当かどうかの判断をすることは無いと考えます。

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終いたします。

これより議第 34 号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第 34 号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって議第 34 号は原案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた 市木 委員 に報告いたします。

只今議題になっております、議第 34 号は可決決定したことを報告いたします。

次に、議第 35 号 農用地利用集積等促進計画案の意見徴収について、を議題とします。

この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係者の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第12番 市木委員 に退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 「議第35号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」をご説明いたします。

議案書の6ページをお願いします。資料は別紙Cになります。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。

内容は別紙Cの明細書のとおりです。では、別紙C—1ページをご覧ください。

中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、

合計 3 筆 6,426 m² です。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第35号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第35号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第35号は原案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた 市木 委員 に報告いたします。

只今議題になっております、議第35号は可決決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 「報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。資料は別紙Aの15ページになります。

小篠原 字 アイヲサ ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積821

m²、譲渡人●●●氏、●●●氏、譲受人 ●●●氏 で埋蔵文化財調査本掘調査のための一時転用及び共同住宅の建設のため転用の届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、

令和6年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 14時 37分

上記の会議の顛末を記載し、ここに相違ないことを証するために、署名する。

令和6年9月10日

会長

委員

委員